利用料金表・介護保険(利用者一部負担金1割)

内容			料金
退院時共同指導加算		病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。	600円
初回加算		新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して算定します (過去2ヶ月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看 護計画書を算定した場合も同様)。 ただし退院時共同指導加算を算定した方は算定いたしませ ん。	300円
	20分未満		313円
基本区分		20分未満(PT.OT.STの場合) ※1日2回以上の訪問	293円/回
(准看護師は所定金額の90%)		30分未満	470円
		30分以上60分未満	821円
		60分以上90分未満	1,125円
緊急時訪問看護加算		利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。	574円
・月1回※		緊急時の訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がか かります。	
特別管理 加算 (月 1 回)	特別管理 加算 I	1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	500円
	特別管理 加算 Ⅱ	2. 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 3. 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 4. 真皮を越える褥瘡の状態 5. 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態	250円

利用料金表・介護保険(利用者一部負担金1割)

1時間30分以上の訪問看護を行う場合	特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60~90分(計画)の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。		300円
複数名訪問加算 (2人以上による 訪問看護を行う場合)※	1. 利用者の身体的理由により 1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき3. その他利用者の状況等から判断して、1または2に準ずるとき	30分未満	254円
	以上の用件が必要で、単に2人の看護師 等が同行しても算定いたしません。	30分以上	402円
ターミナルケア加算 ※	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを 行った場合		2,000円
エンゼルケア※ (介護保険対象外のサービスとなります)	ご希望により死後の処置を行った場合		10,000円 (全額負担)

[※]の項目については利用者又は家族等の同意を得て算定します。